

路線バス事業者に対する文書警告について

この度、下記の一般乗合旅客自動車運送事業者に対して監査を行ったところ、法令違反が確認されたことにより文書による警告を行いましたので、お知らせします。

記

1. 事業者名及び営業所名

①事業者名：神姫バス株式会社（法人番号6140001059289）

営業所名：三木営業所（三木市平田568）

②事業者名：全但バス株式会社（法人番号4140001046537）

営業所名：豊岡営業所（兵庫県豊岡市梶原337-1）

2. 詳細

別紙のとおり

配布先
神戸海運記者クラブ

問い合わせ先
神戸運輸監理部 兵庫陸運部 監査部門
担当：喜多、春名、江美
（電話）078-453-1105

①神姫バス株式会社 三木営業所

○監査の実施日 平成29年11月27日

○監査の端緒

平成29年11月17日(金)11時8分、新神戸トンネル内北行き(神戸市中央区葺合町山郡1)にて前方を走行する自家用車を追い越すため、車線変更を行った際、追い越し車線走行中のオートバイと接触し、その後オートバイ運転手が死亡する事故を惹起したとの報告が平成29年11月17日に神戸運輸監理部兵庫陸運部へ事実関係の報告があり、同報告を受け監査を実施。

○行政処分等

平成29年12月26日付け、神戸運輸監理部長名による文書による警告

〈違反の概要及び違反条項〉

- ・ **運転者に対する指導及び監督が不適切であった。**

(道路運送法第27条第3項)

(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「安全、確実な輸送が社会的使命であること」を認識させるとともに「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であること」を理解させておらず、「常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進める配慮」が適切に図られていなかった。

②全但バス株式会社 豊岡営業所

○監査の実施日 平成29年12月7日及び12月15日

○監査の端緒

平成29年11月3日(金)、大阪阪急三番街を19時20分発の豊岡豊田町行き運行途中の20時46分に、舞鶴若狭自動車道と北近畿豊岡自動車道との分岐にあたる春日ICを通り過ぎ、運行経路を外れて運行した。その後、路肩にバスを停車させた後、バックで逆走し春日ICに戻っていたとの情報が同月10日、旅客より事業者へ寄せられた。その後、事業者が内部調査を実施したところ、運転者の判断で高速道路を約560mバックして春日ICに戻っていた事実が判明し、平成29年12月4日に神戸運輸監理部兵庫陸運部へ事実関係の報告があり、同報告を受け監査を実施。

○行政処分等

平成29年12月26日付け、神戸運輸監理部長名による文書による警告

〈違反の概要及び違反条項〉

- ・ **運転者の健康状態の把握が確実になされていなかった。**

(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項)

選任運転者に対し雇入れ時の健康診断を受診させていない状態で乗務させていた。

- ・ **運転者に対する指導及び監督が不適切であった。**

(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)

事業用自動車を運転する場合の心構えとして、「安全、確実な輸送が社会的使命であること」を認識させるとともに「運転者が遵守すべき事項及び交通ルール等を理解させること」及び「事業用自動車の運行の安全及び旅客の安全を確保するとともに他の運転者の模範となることが使命であること」を理解させておらず、「常に運転者の習得の程度を把握しながら指導及び監督を進める配慮」が適切に図られていなかった。

- ・ **国土交通省告示による運転適性診断を受診させていなかった。**

(道路運送法第27条第3項) (旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項)

初任運転者に対し、国土交通省告示による運転適性診断(初任診断)を受診させていなかった。